

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：みやま市ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、3m未満の浸水が予想されている。

小売業が多い瀬高町下庄地区及び高田町濃施地区は3m未満の浸水及び床下浸水が予想されている。また、飲食業が集中する国道209号線沿いは、飯江川を境とする瀬高町側は3m未満の浸水が予想される区域が多いが、高田町側は3m未満の浸水と床下浸水が混在している。

(土砂災害：みやま市ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間を含む水上清水地区、山川地区、二川地区および飯江竹海岩田地区は、地滑りや土石流などの土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書)

当市の防災部局によると、最も大きな地震が発生する規模と確率は、久留米市うきは市にまたがる水縄断層を震源とする地震が発生した場合であり、震度6弱程度を想定している。なお、福岡県が発行している防災アセスメント報告書によると、今後30年以内に水縄断層を震源とする地震が発生する確率はほぼ0.0%との報告がなされている。

(その他)

平成24年7月の九州北部豪雨では、筑後市と隣接する本郷地区では沖端川が決壊し多くの家屋が床上浸水に見舞われた。

また、令和2年7月豪雨では、当市や隣接する大牟田市等を対象とした大雨特別警報が発表され、飯江川北岸の瀬高町南部が広範囲に浸水被害を受けたり、山川町から熊本県南関町へと抜ける国道443号線にて土砂崩れが発生し、一時通行止めになったりと大きな被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和6年度商工会実態調査）

- ・ 商工業者等数 1,564人
- ・ 小規模事業者数 1,078人

【内訳】

| 業種               |        | 商工業<br>者数 | 小規模<br>事業者数 | 備考（事業所の立地状況等）                                                   |
|------------------|--------|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 商<br>工<br>業<br>者 | 建設・製造業 | 366       | 353         | 建設業は市内に広く分布している。<br>瀬高町下庄地区、山川町中尾地区、高田町江浦町地区には大規模製造業の工場が立地している。 |
|                  | 卸・小売業  | 423       | 302         | 小売業は、瀬高町下庄地区、山川町立山地区、高田町濃施地区に多い。                                |
|                  | サービス業他 | 775       | 423         | 飲食業は、市内を南北に貫く国道208号線、209線沿いに集中している。                             |

### （３）これまでの取組

- １）当市の取組
  - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
  - ・防災備品の備蓄
- ２）当会の取組
  - ・事業者BCPに関する国の施策の周知

## Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当市において策定された「みやま市地域防災計画」（令和6年5月修正）と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年に事業継続計画を作成

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ下記の損害保険会社及び会員事業所(保険会社)に職員の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

| 連携先            | 目的                 | 具体的内容                 |
|----------------|--------------------|-----------------------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 小規模事業者に対する災害リスクの周知 | 面談・ヒアリングを行い災害リスク調査をする |
|                | BCP策定              | 「BCPかんたんナビ」によるBCP策定   |
| 福岡県火災共済協同組合    | 小規模事業者に対する災害リスクの周知 | 地震補償特約・休業共済等に対する周知PR  |

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・みやま市、みやま市商工会にて定例的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、みやま市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）

|           |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>                                                          |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>                                                                                                                                                       |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

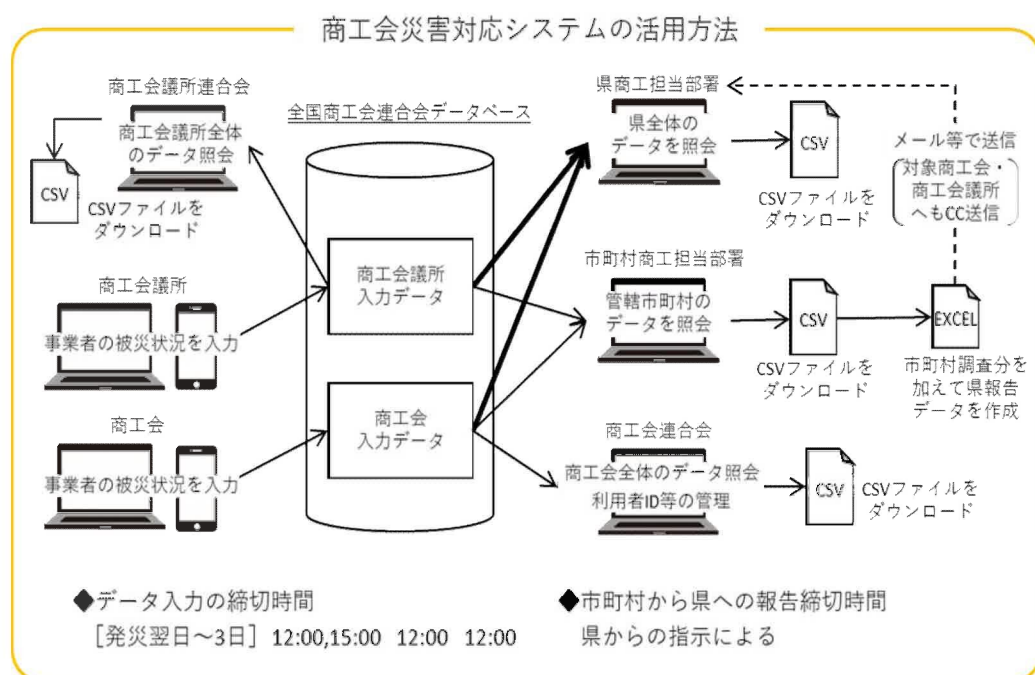
|           |           |
|-----------|-----------|
| 発災翌日      | 1日に2回共有する |
| 発災翌々日～1週間 | 1日に1回共有する |
| 1週間以降     | 1週に1回共有する |

※被害の規模によってはこの限りではない。

### < 3. 発災時における連絡体制 >

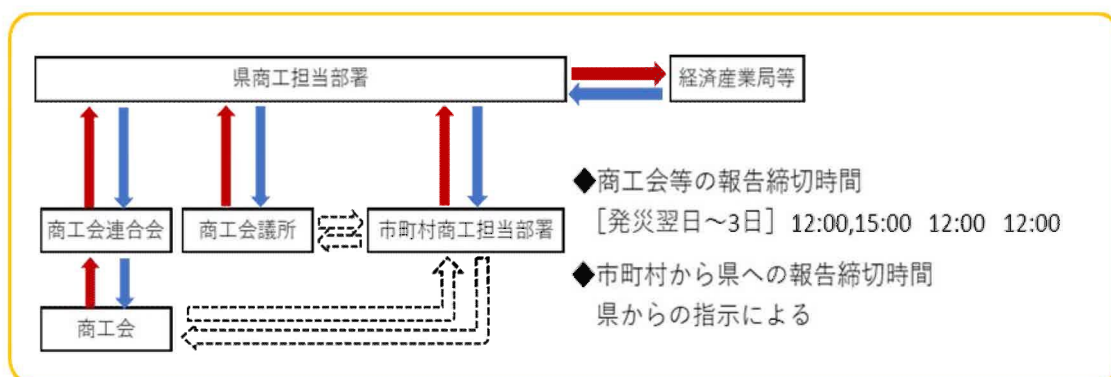
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、みやま市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

#### ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式Ⅰ

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： \_\_\_\_\_

記入担当者： \_\_\_\_\_

| 被害箇所 |            |                 |           |      | 被害状況   |                                                | 区分<br>(新設・前日報告・修正)                                                 |
|------|------------|-----------------|-----------|------|--------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|      | 所在地        | 商店街の場合は<br>商店街名 | 事業所名      | 業種   | 被害額    | 被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください） |                                                                    |
| 記入例  | ○○部○○町○丁目○ | —               | 株式会社○○素材所 | 製造業  | 約10万円  | 工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。                         | 新設<br>前日報告<br>修正<br>前日報告内容に<br>修正を加える場合<br>変更前・前日報告内容から<br>変更がある場合 |
|      | △△市△△町△△番地 | △△商店街           | △△酒店      | 酒販売業 | 約140万円 | 店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。             |                                                                    |
| 1    |            |                 |           |      |        |                                                |                                                                    |
| 2    |            |                 |           |      |        |                                                |                                                                    |
| 3    |            |                 |           |      |        |                                                |                                                                    |

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、補遺情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

## < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、みやま市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



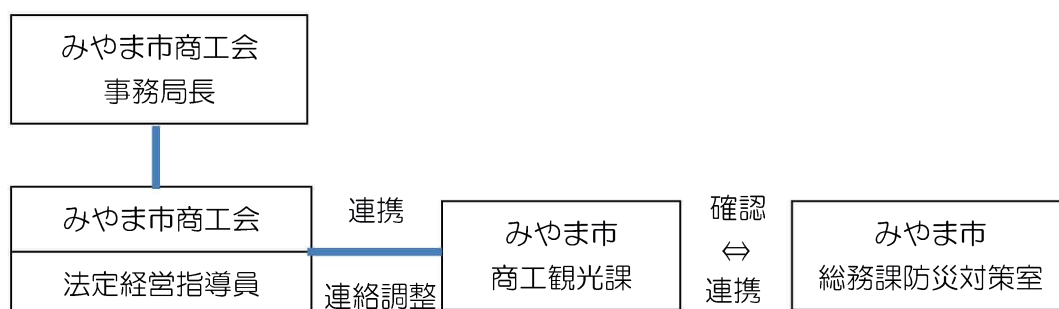
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 8 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 吉武 信博 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

みやま市商工会

〒835-0024 福岡県みやま市瀬高町下庄 2208-1

TEL : 0944-63-8000 / FAX : 0944-63-8344

E-mail : miyama@shokokai.ne.jp

②関係市町村

みやま市役所 商工観光課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川 5

TEL : 0944-64-1523 / FAX : 0944-64-1546

E-mail : [shoukou@city.miyama.lg.jp](mailto:shoukou@city.miyama.lg.jp)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額     | 350   | 350   | 350   | 350    | 350    |
| ・専門家派遣費     | 110   | 110   | 110   | 110    | 110    |
| ・セミナー開催費    | 130   | 130   | 130   | 130    | 130    |
| ・パンフ、チラシ作製費 | 110   | 110   | 110   | 110    | 110    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                       |
|----------------------------|
| 会費収入、みやま市補助金、福岡県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名                |                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店<br>〒812-8705 福岡県福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル  |                                                                                                                                                                 |
| ②福岡県火災共済協同組合<br>〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル8F |                                                                                                                                                                 |
| 連携して実施する事業の内容                                                 |                                                                                                                                                                 |
| 「＜1. 事前の対策＞3) 関係団体等との連携」にて記載の通り実施。事業内容は下記の通り。                 |                                                                                                                                                                 |
| ① 東京海上日動火災保険株式会社                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理店を通して小規模事業者にも面談・ヒアリングを行い災害リスクを調査する</li> <li>・保険の見直しを含めリスクマネジメントの助言を行う</li> <li>・「BCPかんたんナビ」を活用したBCP策定支援を行う</li> </ul> |
| ② 福岡県火災共済協同組合                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済加入者に対し地震補償特約・休業共済等に対する必要性の周知啓蒙を行う</li> <li>・巡回に同行しリスク診断を行う</li> </ul>                                                 |
| 連携して事業を実施する者の役割                                               |                                                                                                                                                                 |
| ① 東京海上日動火災保険株式会社                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知</li> <li>・BCP策定支援</li> </ul>                                                                         |
| ② 福岡県火災共済協同組合                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知</li> </ul>                                                                                           |
| 連携体制図等                                                        |                                                                                                                                                                 |
| <p>①</p> <p>②</p>                                             |                                                                                                                                                                 |